第12回 全国精神保健福祉家族大会

みんなねっと 愛知大会

大会日
2019年 11月7日(木)
2019年 11月8日(金)

だれもが幸せと感じられる社会を！

刈谷市マスコットキャラクター
「かつなりくん」

会場 刈谷市総合文化センター
刈谷市産業振興センター

天下の奇祭　万燈祭

東海随一の人気
刈谷ハイウェイオアシス

愛知大会 in 刈谷

国指定天然記念物　カキツバタ群落

桜の名所　亀城公園

参加費 3,000円／障害のある人 500円／学生 1,000円（高校生以下は無料）

同時開催：11月8日（金）

※参加費無料

◆講演会
愛知県アウトリーチ普及啓発委託事業
「統合失調症治療の大切な考え方と進め方（アウトリーチも含めて）」

あいかれん

愛知大会事務局　〒461-0011　愛知県名古屋市東区白壁1丁目50　白壁庁舎内
愛知県精神障害者家族会連合会（あいかれん）　TEL　052-265-5098　FAX　052-265-9211

主催：公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）
特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会（あいかれん）

赤い羽根共同募金

主催者ご挨拶

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会
理事長　本條　義和

「みんなねっと愛知大会」開催に寄せて

みんなねっとでは設立以来、精神障害者家族の唯一の全国組織として、本人を含む家族支援の在り方や、精神医療保健福祉前進のため様々な取り組みをしてきました。その結果、交通運賃の割引や、医療費助成、あるいは、精神障害者雇用などに、改善されたところが見られました。差別偏見に関しても、精神疾患について、高校教科書に記述されるようになるなど、変化の兆しも見られました。しかし、それらを最大限評価したとしても、全体的に見ますと、精神医療保健福祉の改革は、遅々として進んでいないといわざるを得ません。

そこで、このたびの全国大会等を通じて、国内外の先進事例を学ぶとともに、愛知県連をはじめ、都道府県連及び家族会の皆様のお知恵お力を拝借しながら、先を見据えた取り組みも考えていきたいと思います。

もちろん、残された課題は山のようですが、皆様と優先順位をご相談しながら、一つ一つ課題解決に取り組んでいく決意です。本年も役職員一同全力で頑張って参りますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

特定非営利活動法人　愛知県精神障害者家族会連合会
会長　高柳　進一

「みんなねっと愛知大会」の開催にあたって

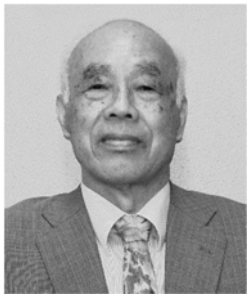

最初に、全国の精神障害者家族の願いが前進する大会であることを目指したいと思います。先進各国の精神保健福祉の改革は、目を見張るものがつづきました。我が国でも内閣府の障害者制度改革推進会議は、障害者や家族の目を覚まさせるものでした。そして、障害者の間の連帯と協力の必要性を教えてくれました。

精神障害者の現状はどうでしょうか。法律・習慣制度・国民の意識など多くの面で誤解偏見が残っているのではないでしょうか。精神障害のことが国民に広く理解されるようになることを望みたいと思います。

今回の大会では、１日目の名古屋大学尾崎先生の基調講演『社会で暮らす当事者のために精神医学は何かできるのか』は、精神障害者に対する精神医学研究者の本音の声を聞かせていただけるような気がします。また、記念講演『ベルギーにおける地域移行について』は、日本と同じように民間病院が多いベルギーで精神障害者の地域移行・定着がどのように進められているか、これからの日本の精神医療保健福祉の方向を考える上で大切な示唆を与えて頂けるものと期待しています。

２日目の分科会・講演会は、それぞれ議論の多い内容が盛りだくさんです。全国の皆様、どうぞ愛知県刈谷市へお越し下さい。

開 催 要 綱

「だれもが幸せと感じられる社会を！」

2019年11月７日・８日に開催する全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）愛知大会は、次のような趣旨の大会にしたいと考えています。

日本の精神に関する精神医療保健福祉を先進国に相応しいものにするため、愛知大会が出発点となります。

日本と似た状況から、精神医療保健福祉の改革に取り組みを始めたベルギーを学び、また国内の先進的医療福祉を学びます。国民的に精神保健の知識を普及啓発し、すべての国民がこころの健康に留意できるようにします。分科会においては、会員の情報交換に努めます。精神障害者が精神医療保健福祉および社会生活の面において人として尊重されるようにします。

これからの精神保健福祉の改革への道は平坦ではないと思われますが、全国の家族会は医療関係者、社会福祉関係者、行政、精神障害者、及び全国民と共に手を携えて進んで行きたいと思います。

平成３１年２月７日

主催　公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会
特定非営利活動法人 愛知県精神障害者家族会連合会

みんなねっと愛知大会プログラム

1日目　11月7日（木）

10:00～	受　付　刈谷市総合文化センター
11:00～ 11:30	オープニングアトラクション
12:00～ 12:50	開会式 主催者挨拶　NPO 愛知県精神障害者家族会連合会会長　高柳　進一 公益社団法人　全国精神保健福祉連合会理事長　本條　義和 来賓祝辞　愛知県知事　刈谷市長
12:50～13:00	休　憩
13:00～ 14:20	基調講演 「社会で暮らす当事者のために精神医学は何かできるのか ：妊娠出産から自動車運転まで」 名古屋大学大学院医学系研究科　尾崎　紀夫　教授
14:30～ 15:30	みんなねっと活動報告 理事長　本條　義和 行政報告 厚生労働省より（予定）
15:40～ 17:30	記念講演 「ベルギーにおける地域移行について」 ベルギー保健省・精神保健改革コーディネーター バナード・イェイコブ　氏
17:30～17:40	休　憩
17:40～ 17:50	次期開催県　宮崎県の紹介
18:20～ 20:20	懇親会（アトラクション）

2日目　11月8日（金）

9:00～	受　付　刈谷市総合文化センター	
9:30～ 11:30	申込番号①	第１分科会 「当事者の地域移行・地域定着」 日本福祉大学教授　青木　聖久
	申込番号②	第２分科会 「諸外国から福祉を学ぶ」 愛家連副会長　堀田　明
	申込番号③	第３分科会 「医療費助成の全国展開について」 大阪府連会長　倉町　公之
	申込番号④	第４分科会 「交通運賃の格差是正運動」 元静岡県連会長　杉本　富太郎
	申込番号⑤	第５分科会 「福祉としての障害年金について(困難事例)」 社会保険労務士　白石　美佐子
	申込番号⑥	講演会 愛知県アウトリーチ普及啓発事業 「統合失調症治療の大切な考え方と進め方」 (アウトリーチも含めて) 医療法人崇徳会　田宮病院院長　渡部　和成
12:00～ 13:00	閉会式 分科会報告 大会アピール採択	
13:30～	観　光（申し込みが必要）	

第１日　11月７日（木）13:00～

基調講演　　**名古屋大学大学院医学系研究科　　尾崎　紀夫　教授**

「社会で暮らす当事者のために精神医学は何かできるのか：妊娠出産から自動車運転まで」

■講演主旨

精神障がいとは、「精神的な症状によって、社会で暮らす力が損なわれている状態」、と定義されています。「眠れない」、「気持ちが落ち込む」、「不安」、「考えがまとまらない」といった「精神的な症状」は、誰でも経験するのですが、程度が強くなく、期間も一過性ならば、社会で暮らす上で大きな支障にならず、精神障がいとは判断されません。ということは、当事者の方々の場合、症状があっても、その方なりに社会で暮らすことが出来れば、回復したと考えられます。

したがって、精神科医療の目的は、精神障がいの回復を助ける、すなわち、症状を良くすると同時に、社会で暮らすことが出来るよう、援助することにあります。

ところが2013年に発表された、当事者の方々を対象としたアンケート調査によれば、「精神科医療で使われる治療薬を服用することであきらめたこと」の上位に、「自動車運転」「出産・育児」があり、トップが「結婚」、二位が「就職」でした。

治療のために薬を飲むことで、症状は良くなったとしても、社会で暮らす為に必要な「自動車運転」が出来ず、「就職」もあきらめる、さらに「出産・育児」、「結婚」もあきらめている、当事者の方々の実態があります。

これでは、今の精神科医療は当事者の方々の回復を援助しているとは言えません。「精神科医療の不十分な点を改善する方策を見つけ出すこと」を精神医学分野の研究は目指しております。

当事者の方々が、「自動車運転」、「出産・育児」、さらに「結婚」、「就職」をあきらめることなく、その方なりに社会で暮らすことが出来るよう援助する、そんな精神科医療を実現させるため、精神医学研究を進めるべきだ、と私は考えております。

今回の講演を機会に、当事者・家族の方々のご意見を改めておうかがいして、我々はどの様な精神医学研究をすべきか、ご一緒に検討したいと思っております。

尾崎紀夫氏の主なプロフィール

1957年、京都市生まれ。1982年、名古屋大学医学部卒業。中京病院研修医、名古屋大学病院精神科、中部労災病院精神科勤務を経て、米国・国立精神保健研究所にて5年間勤務。帰国後、藤田保健衛生大学（現、藤田医科大学）医学部精神医学教室講師、同教授を経て、2003年、名古屋大学大学院医学系研究科精神医学分野・親と子どもの心療学分野教授、2018年、名古屋大学医学部附属病院ゲノム医療センター長・遺伝カウンセリング部門長、2019年、名古屋大学脳とこころの研究センター長、現在に至る。日本生物学的精神医学会（理事長）、日本うつ病学会（前理事長・現理事）、日本精神神経学会（理事）、日本統合失調症学会（理事）などの学会に役員として関与。

「当事者・家族のニーズ」を踏まえて、精神科領域で生じる日々の臨床疑問の解決」とともに、「精神障がいの病態を解明し、病態にもとづく診断、治療・予防法の開発」を目指すことが研究の基本方針です。自閉スペクトラム症、統合失調症、うつ病、双極性障害、認知症、摂食障害、睡眠障害などの精神障がいの診断・治療法や病態を、多様な（生物・心理・社会的）な観点から研究しております。

第１日　11月７日（木）15:40～

記念講演　ベルギー保健省・精神保健改革コーディネーター
バナード・イェイコブ　氏

「ベルギーにおける地域移行について」

■ベルギーからの講師招聘の主旨

ベルギーの精神保健政策は、先進諸国およびWHOから学びながら、1980年代からの改革の地道な努力が結び、最近急速にその成果を上げています。

昨年8月20日の毎日新聞配信記事に「日本の精神病床数はOECD加盟36か国で最多だ。2番目に多いベルギーの2倍近くに達している」とありました。1997と2005年の間の病床削減率はＥＵ全体が23％であったのに対して、ベルギーはわずか3％でしたが2005と2011年の病床削減率約30％で急速に進みました。

昨年２月のベルギー視察団派遣報告、12月のベルギー医療専門家・Jeroen Decoster氏の東京講演を踏まえて、今回保健省所属改革最先端で統括する講師を招聘し、学ぶものです。ベルギーでは、常に当事者を中心において、彼らのニーズに耳を傾け､自分でどう生きたいかを決めるという「リカバリーの考え方」に焦点を当てるもので次の５つがポイントです。

①精神保健の予防と増進、早期発見、スクーリングと健康診断。
②モバイルチームは急性期の家庭治療危機解決治療チーム、慢性期の積極的地域治療チーム（ACTチーム）があります。
③地域社会に再統合するための精神科リハビリテーション。
④急性期と慢性期の集中的居住サービス。
⑤家庭生活困難患者への特別居住サービス。これは日本の入院治療に相当するもので原則的には地域で生活しながら治療を継続できるようにするものです。

病棟削減して上記のプログラムを実施するための転換の道筋を法で定めています。
削減される病院側への配慮も十分されています。又、入院者数が私立病院に多いことも日本と同様共通点があります。

同講師は、愛知大会に先立って、国会議員会館でも講演し、行政関係者にも聞いて頂きます。精神疾患は入院で治すのではなく地域で生活しながら治すのだということは世界の流れです。

精神障がい者はもっと希望に満ちた生活をして行けます。是非皆さんにも聞いてもらい、日本の精神医療福祉はもっともっと改善していけるのだという希望を持ってもらいたいと思います。

バナード・イェイコブ氏の主なプロフィール

ベルギー連邦公衆衛生保健省所属、リスボン大学・精神保健修士号
病院法第107条の展開に基づくメンタルヘルスケア改革推進者
子供と青少年のためのメンタルヘルスケアの新政策のプロジェクト･マネージャー兼全国コーディネーター経歴
精神保健福祉と社会福祉の分野で３０年以上活躍中。
成人の精神保健福祉改革推進、国民の様々なレベルの意思決定と組織化、地域コミュニティ、精神と身体障害の国立保健機関の管轄に、包括的な詳細計画の調整役を担う。10年以上、プロジェクト「精神保健医療における当事者と家族会の参加」を推進。

第２日　11月８日（金）9:30～

第１分科会

司会兼コーディネーター	日本福祉大学教授　青木　聖久

申込番号①「当事者の地域移行・地域定着」

シンポジスト

愛知県精神医療センター認定看護師	安田　恵子
就労継続支援事業所　就職塾代表	片山　幸次
ハローワーク職員、愛知労働局	松下　　昇
ピアサポーター	窪田　信子
当事者	予　定

当事者が自立して地域で定着していくためには相談支援活動が必須です。この対応先として現在愛知県精神医療センターが取り組んでいるＡＣＴチームがあります。
又、精神障害者にとって一番困難と考えられている就労について、愛知県内で就職塾を開き多くの実績を上げている就職塾の話を聞き「障害者の就労につき学びたい」と思います。又この塾をはじめとする各種就労移行事業所とハローワークの連携についても聞くことが出来ます。ピアサポーター、当事者からの声も聴くことが出来ます。
継続性、定着性のある就労について学び皆さんと語り合いたい。

第２分科会

司　会	愛家連副会長　　堀田　明

申込番号②「諸外国から福祉を学ぶ」

シンポジスト

精神科医	伊勢田　尭
障害者インターナショナル日本会議事務局員	浜島　恭子
東京ソテリア　職員	栗原　和美

精神医療について諸外国で長く現地に滞在し実際に福祉について学ばれた方からの話を聞き、日本の改革運動の参考にしたい。
内容としては、ベルギーを始め北欧諸国、英国、イタリア、イタリアのバザーリア法等と内容の濃い情報を学ぶことが出来ます。日本における医療福祉について語り合える場としたい。

第３分科会

司会兼コーディネーター　大阪府連会長　倉町　公之

申込番号③「医療費助成の全国展開について」

シンポジスト

茨城県連会長　長瀬　紀一郎
前奈良県連役員　刀根　治久
前静岡県連会長　鈴木　恒夫

医療費助成については全国各地で取り組まれているが、都道府県によりその差が出ているのが現状です。全国的な運動としてこれから取り組みたいとの思いで、全国で取り組まれている各県連の方々からその苦労話を聞く機会を持ちました。内容をよく理解し今後の運動の参考にしてください。
各県連役員の方の複数参加を希望します。

第４分科会

司会兼コーディネーター　静岡県連会長　杉本 富太郎

申込番号④「交通運賃の格差是正運動」

シンポジスト

読売新聞記者　原　昌平
奈良県連会長　奥田　和男
（みんなねっと公共交通料金格差是正ＰＴ座長）
福岡県連会長　一木　猛

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の適用については残念ながら、令和元年まで持ち越されました。各県連でこの運動に参加された結果がこのような状況であり、ここでもう一度考え直す必要があると思われます。各県連での取り組み状況、福岡県連では大手民間私鉄で初めて他障害者と同等の実現を果たされた苦労話、等の報告を聞き今後の取り組みの参考にして、ぜひ、令和元年中にこの問題に終止符を打ちたいと思います。
各県連役員の方の複数参加を希望します。

第５分科会

司会兼コーディネーター　社会保険労務士　白石　美佐子

申込番号⑤「福祉としての障害年金について(困難事例)」

シンポジスト

社会保険労務士　中川　洋子
当事者　予定
当事者　予定

障害年金を受け取るには傷病で最初に医療機関を受診した日（初診日）の前までに保険料を一定期間以上納付している必要がある。問題はこの「初診日」を基準にする点にある。事故で病院に担ぎ込まれたと言う場合なら分かり易い。精神障害などは、進行が穏やかで何年もたって仕事が出来なくなり、障害年金の請求に至るケースが少なくない。こうした場合最初の診察を受けた病院にカルテが残っていないケースが多く受診の証拠がなく、障害年金を諦める人も多い。

障害年金はその人の生活基盤を支える大変重要な経済的支援です。諦めないで社労士さんに相談しましょう。困難事例を聴き再度年金の取得に向け取り組んでください。

講演会

医療法人崇徳会　田宮病院院長　渡部　和成

申込番号⑥　愛知県アウトリーチ普及啓発委託事業

「統合失調症治療の大切な考え方と進め方」（アウトリーチも含めて）

■講演要旨

私は、統合失調症治療の専門家です。講演や心理教育のセッションで、多くの統合失調症の患者さんやそのご家族に話をするときには、いつも病名の理解の仕方から症状への対処法や患者さんに対する適切な家族の態度・接し方や薬物療法の捉え方に至るまでの治療上大切なことについて心を込めてお伝えするようにしています。統合失調症は、患者さんとご家族の二人三脚で治療をしていくとうまくいき、目標とする患者さんの回復とご家族の幸せが実現可能となります。本年 11 月の講演でも患者さんとご家族の笑顔につながる統合失調症の治療上のコツ全般についてお話ししたいと思っています。

さて、私は、これまでに統合失調症治療に関する本を 14 冊出版して来ました。最新著書としては、「わかった！統合失調症のベスト治療―病から脳とこころを解き放つ」（星和書店、2018 年刊）があります。私は、この「（患者さんが、統合失調症という）病から（自身の）脳とこころを解き放つ」ということが統合失調症治療の神髄であると考えていますが、このような結論に到った背景にあるこれまでの私の統合失調症治療の旅も 11 月の講演の中でご紹介しようと思っています。

渡部　和成氏のプロフィール

1951年　愛知県生まれ
1977年3月　名古屋市立大学医学部卒業
1997年9月　八事病院（愛知県）副院長
2009年4月　恩方病院（東京都）副院長
2012年4月　北津島病院（愛知県）院長代行
2013年4月　同院長
2014年8月　田宮病院（新潟県）院長現在に至る
医学博士 専門は統合失調症治療
第4回臨床精神薬理賞優秀論文賞受賞（2008年）

第 12 回 全国精神保健福祉家族大会「みんなねっと愛知大会」申込のご案内

謹啓 皆様方には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度、「**第 12 回 全国精神保健福祉家族大会「みんなねっと愛知大会」**」が開催のはこびとなりましたこと を心よりお祝い申し上げます。 大会に際しまして、皆様の参加登録やご宿泊等の受付を東武トップツアーズ株式会社 名古屋支店が お引き受けをさせていただきますことになりました。 ご参加の皆様方にご満足いただけますよう心を込めてお手伝いさせていただく所存でございます。 たくさんの皆様のご参加をお待ち申し上げます。

☆宿泊のご案内（募集型企画旅行契約にて承ります。）

■宿泊設定日：2019 年 11 月 6 日（水）前泊、7 日（木）当日泊
■宿泊条件：リスト記載の部屋タイプ、食事条件（朝食付）となります
■宿泊代金：サービス料・消費税込み、お一人様あたり 1 泊分の金額となります
■添乗員：同行いたしません、ご自身で手続きを行っていただきます■最少催行人員：1 名
＊東武トップツアーズ株式会社の募集型企画旅行になります。

シングル記号	ツイン記号	地区	ホテル名	旅行代金シングル	旅行代金ツイン	最寄り駅
A1-S	A1-T	刈谷	＊名鉄イン刈谷	10,000 円	10,000 円	刈谷駅南口徒歩 1 分
A2-S	―	刈谷	＊東洋イン刈谷	8,000 円	―	刈谷駅南口徒歩 2 分
A3-S	A3-T	刈谷	＊コンフォートホテル刈谷	9,500 円	9,000 円	刈谷駅北口徒歩 2 分
A4-S	―	刈谷	＊アクセスイン刈谷	8,500 円	―	刈谷駅北口徒歩 5 分
A5-S	A5-T	刈谷	刈谷プラザホテル	8,500 円	8,500 円	刈谷駅北口徒歩 2 分
A6-S	A6-T	刈谷	＊パークホテル刈谷	8,500 円	8,500 円	刈谷駅北口徒歩 2 分
A7-S	A7-T	刈谷	＊エースイン刈谷	7,500 円	7,500 円	刈谷駅南口徒歩 3 分
B1-S	B1-T	大府	＊アズイン大府	7,000 円	7,000 円	大府駅東口徒歩 1 分
C1-S	C1-T	知立	ホテルクラウンパレス知立	10,500 円	10,500 円	知立駅北口徒歩 3 分
D1-S	D1-T	安城	＊ABホテル三河安城 本館	8,000 円	8,000 円	三河安城駅南口徒歩 1 分
F1-S	F1-T	金山	＊名鉄イン名古屋金山	8,500 円	8,000 円	金山駅北口徒歩 4 分
F2-S	F2-T	金山	名古屋金山ホテル	10,500 円	―	金山駅北口徒歩 4 分
G1-S	G1-T	名古屋	名鉄ニューグランドホテル	12,000 円	11,000 円	名古屋駅太閤通口徒歩 1 分
G2-S	G2-T	名古屋	キャッスルプラザ	12,500 円	11,500 円	名古屋駅桜通口徒歩 5 分
G3-S	G3-T	名古屋	ホテルサンルートプラザ名古屋	10,000 円	10,000 円	名古屋駅桜通口徒歩 5 分
G4-S	G4-T	名古屋	チサンイン名古屋	9,000 円	9,000 円	名古屋駅太閤通口徒歩 4 分

＊印ホテルは、ホテルの朝食はホテルによる無料サービスです。

☆大会参加費（旅行契約に該当しません。）

家族・医療福祉支援者・一般：3，000円　当事者：500円　学生：1，000円（高校生以下無料）
（大会参加費は、事務局様のご依頼に基づき、東武トップツアーズ㈱が代行集金致します。）

☆分科会等の申込み（旅行契約に該当しません。）

11 月 8 日（金）分科会等の申込みは、第 1 希望より第 3 希望まで番号を記入して下さい。
申込番号①「当事者の地域移行・地域定着」
②「諸外国から福祉を学ぶ」
③「医療助成の全国展開について」
④「交通運賃の格差是正運動」
⑤「福祉としての障害年金について（困難事例）」
⑥「統合失調症治療の大切な考え方と進め方」（アウトリーチも含めて）
＊但し、申込番号⑥「統合失調症治療の大切な考え方と進め方」のみ参加費無料

☆お弁当のご案内（旅行契約に該当しません。）

11 月 7 日（木）全体会と 11 月 8 日（金）分科会時にお弁当をご用意しています。
ご希望の方はお申込ください。
料金はお茶付で**1食1，000円**（税込）です。

☆懇親会のご案内（旅行契約に該当しません。）

11 月7日（木）18:20　開始（約2時間）
会場：刈谷市産業振興センター
懇親会参加費：お一人様　7，000円（税込）

☆日帰り観光のご案内（東武トップツアーズ㈱の募集型企画旅行です。）

●日帰り観光に参加ご希望の方は、申込書の日帰り観光欄に申込記号をご記入ください

【申込記号　1　】
◆旅行代金：お一人様7，000円（税込）◆添乗員付◆募集人員 40 名様（最少催行人員 20 名）
◆食事なし◆利用交通機関：名鉄観光バス、名古屋鯱バス、名阪近鉄バス、西三交通
◆出発日：2019 年 11 月 8 日（金）

刈谷市総合文化センター＝＝＝◎名古屋港水族館・・・・・・◎南極観光船＝＝＝
13:30　14:10　16:00　16:10　17:00
＝＝＝＝＝名古屋駅
17:30　＊各自昼食をお済ませの上、ご集合ください。

＊○印は、下車観光、◎は、入場観光します。　＝＝＝貸切バス
＊当日の道路状況、大会閉会時間により多少時間が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【申込記号　2　】
◆旅行代金：お一人様6，500円（税込）◆添乗員付◆募集人員 40 名様（最少催行人員 20 名）
◆食事なし◆利用交通機関：名鉄観光バス、名古屋鯱バス、名阪近鉄バス、西三交通
◆出発日：2019 年 11 月 8 日（金）

刈谷市総合文化センター＝＝＝＝＝◎名古屋城本丸御殿＝＝＝＝＝
13:30　14:30　15:30
＝＝＝◎トヨタ産業技術記念館＝＝＝＝名古屋駅
16:00　17:00　17:20　＊各自昼食をお済ませの上、ご集合ください。

＊○印は、下車観光、◎は、入場観光します。　＝＝＝貸切バス
＊当日の道路状況、大会閉会時間により多少時間が変更になる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

☆お申込み方法

※別紙の旅行条件書を予め確認の上、お申込下さい。その他の条件は別紙の旅行条件書並びに当社旅行業約款に基づきます。

1. 別紙旅行条件書を予め確認の上、申込用紙にご記入いただき、東武トップツアーズ㈱名古屋支店までFAXまたはメールにてお申込みください。（先着順）
2. お申込み後、10 月 7 日（月）以降から順次、請求書、旅行条件書詳細及び各種利用券を連絡ご担当者にお送りいたします。
3. 請求書が到着次第、同封の旅行条件書を確認の上、指定日までお支払い願います。

☆お申込み締切とお支払いについて

申込締切：9月27日（金）　支払期限：10 月 24 日（木）

☆ご変更・取消のご案内

（1）　参加（参加者の変更を含む）・宿泊・お弁当の変更および取消は、申込書の**該当箇所を加筆修正**のうえ、必ずFAXまたはメールにてお願いいたします。お電話での変更・取消はお受けできません。

（2）　お申込後、お客様のご都合による取消の場合は、下記取消料がかかりますので、予めご了承願います。なお、お申し出の日時はFAXまたはメールの受信日時といたしますが、弊社営業日、営業時間内を基準として適用いたします。

（3）　大会参加費について、10月7日以降については返金を行いません。

【宿泊の取消料】

開始日前日から起算してさかのぼって					
取消日	８日前まで	７日前～２日前	前日	当日	旅行開始後又は無連絡不参加
取消料	無料	２０％	４０％	５０％	１００％

【弁当・懇親会の取消料】

開始日前日から起算してさかのぼって					
取消日	８日前まで	７日前～２日前	前日	当日	旅行開始後又は無連絡不参加
取消料	無料	無料	５０％	１００％	１００％

【日帰り観光の取消料】

開始日前日から起算してさかのぼって						
取消日	11 日前まで	10 日前～８日前	７日前～２日前	前日	当日	旅行開始後又は無連絡不参加
取消料	無料	２０％	３０％	４０％	５０％	１００％

旅行企画・実施
観光庁長官登録旅行業第３８号　一般社団法人日本旅行業協会会員　ボンド保証会員

東武トップツアーズ株式会社　名古屋支店

第 12 回 全国精神保健福祉家族大会「みんなねっと愛知大会」担当：木田・福嶋・西垣
〒460-0002　　名古屋市中区丸の内 2-18-25 丸の内 KS ビル 11 階
TEL　０５２－２３２－１０９１　　FAX　０５２－２３２－１９６８
営業日平日（土日祝日休業）営業時間 9：00～18：00　総合旅行業務取扱管理者名　亀嶋　昭雄

＊詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししておりますので、事前にご確認の上、お申込ください。

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

旅行条件　本旅行条件書は、旅行業法第 12 条の４に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の５に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます.

この旅行は東武トップツアーズ株式会社○○支店（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）、並びに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

１、 お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体･グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手配内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

２、旅行代金のお支払い

旅行代金は、「開催要項」『お申込み締切とお支払いについて』の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

３、旅行代金に含まれるもの

「開催要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

４、旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

５、旅行契約の解除

(1) お客様は、「開催要項」『お変更・取消のご案内について』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 13 日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 3 日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

６、旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

７、当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14 日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お１人様 15 万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

８、旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に 1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1 企画旅行につき合計 15%を上限とし、また補償金の額が 1,000 円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）

ア．旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ．戦乱 ウ．暴動 エ．官公署の命令 オ．欠航、不通、休業等運送･宿泊機関等のサービス提供の中止 カ．遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ．旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面･確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

９、特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金 1,500 万円、入院見舞金 2～20 万円、通院見舞金 1～5 万円、携帯品損害補償金 旅行者 1 名につき 15 万円以内。

１０、お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利･義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

１１、個人情報の取扱い

（1）当社は、旅行のお申込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買い物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

（2）当社は、本項（1）の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送･宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年令、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省･観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

（3）当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしております。この個人情報は、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

（4）申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来たす恐れがありますので、正確な記入をお願いします。 お申込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

（5）個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

１２、お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

１３、その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は 2019 年 3 月 25 日現在を基準としております。

客国 19－131

●お申込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】 観光庁長官登録旅行業第 38 号

東武トップツアーズ株式会社

名古屋支店

愛知県名古屋市中区丸の内 2－18-25

旅行業公正取引協議会会員

電話番号 052-232-1091　　FAX 番号 052-232-1968

営業日:月～金　　営業時間 9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員　ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者：前川　忠文

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

(H29.6 版)

第12回 全国精神保健福祉家族大会「みんなねっと愛知大会」 参加申込書 《新規 ・ 変更 ・ 追加 ・ 取消》いずれかに○をつけてください

【開催日】2019年11月7日（木）～8日（金）

初回申込日：	月　日〈 新規 〉
変更取消日：	月　日〈 変更 ・ 取消 〉

旅行手配に必要な範囲内での、大会事務局、宿泊機関・交通機関等への個人情報の提供について同意の上、本旅行に申込みます。

以下の申込書送付先にFAXまたはメールにてお申込みください

■FAX送付先　052－232－1968
■メール送付先　12minnanet@tobutoptours.co.jp

※必ず控え（コピー）をお残しください。

都道府県		フリガナ 所属団体 グループ名		フリガナ 連絡ご担当者名	
連絡先		書類送付先住所 （勤務先 ・ 自宅） ＊○印をご記入ください	〒　－	電話番号	
				携帯番号	（任意）

	フリガナ 参加者氏名	性別 年齢	参加種別	大会参加日 11/7（木）	11/8（金）	分科会（ 1， 2， 3， 4， 5 ） 愛知県アウトチリーチ普及啓発事業（ 6 ） 第1希望	第2希望	第3希望	宿泊 第1希望	第2希望	11/6（水）	11/7（木）	禁煙・喫煙	昼食弁当 11/7（木）	11/8（金）	懇親会 11/7（木）	日帰り観光 11/8（金）	備考 ツインでお申込みの方は同席希望者を下記にご記入下さい	当社記入欄
記入例	アイチ タロウ 愛知 太郎	男 女 30歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生	○	○	6	2	3	A1-T	A3-T		○	禁煙・喫煙	○	○	○	1	愛知 花子	30,500 円
1		男 女 歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生										禁煙・喫煙						円
2		男 女 歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生										禁煙・喫煙						円
3		男 女 歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生										禁煙・喫煙						円
4		男 女 歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生										禁煙・喫煙						円
5		男 女 歳	家族・一般・行政 医療福祉支援者 当事者 ・ 学生										禁煙・喫煙						円

※大会参加費：家族・一般・行政・医療福祉支援者　3,000円　当事者　500円　学生 1,000円（高校生以下無料）（複数お申込みの場合は、本用紙をコピーしてお使いください。）
※大会参加費は、大会事務局に代わって、東武トップツアーズ名古屋支店が代行収受するものです。
※お申し後の取消・変更につきましては、当申込書を上書き訂正の上、用紙右上の「変更・取消」欄に日付と該当する項目に○をつけてFAXならびにメールにてご連絡ください。
※駐車場には、**台数および車高（2.0m以下）・車長（5m以下）制限**がありますので、できるだけ公共交通機をご利用ください。
※間違いの防止の為、電話での変更・取消は致しかねますのでご了承願います。

【申込書送付先・問い合せ先】
東武トップツアーズ株式会社名古屋支店
担当：木田　浩・福嶋 香織・西垣 あき子
〒460-0002　名古屋市中区丸の内2-18-25 丸の内KSビル11階
TEL　052-232-3353　　FAX　052-232-1968
受付時間　平日　9:00～18:00（土・日・祝は休業）

当社記入欄	受付No.			
	登録	変更	発送	入金

【通信欄】※その他ご連絡事項等がございましたら、こちらにご記入ください。
例）請求書を分割してほしい。請求書の宛名を○○○としてほしい。車椅子・手話通訳の手配が必要。
　バス来場者は、事前の連絡をお願いします

全国の家族と家族会をつなぐ機関誌
＆最新の精神保健医療福祉の情報誌

『月刊みんなねっと』を知っていますか？

今知りたい精神障がいに関する情報が満載！
どなたにも読みやすくわかりやすく編集されています。
きっとお役に立つ一冊です。

こんな内容でお届けします・・・
- 知っておきたい精神保健福祉の動き
- 私と家族の手記
- 障害年金のこと
- 精神科医療の現状
- 街の診療所からのお便り　他

出版物のご紹介

①NEW 精神障がい者家族相談事例集

家族相談の活動は家族会の原点です。

家族が抱えるさまざまな問題を「日常生活、親亡き後、制度」など、7つの項目に分けてまとめました。

精神障がい者家族に特化した初の事例集です☆
好評発売中！！

※家族会からの注文は割引いたします。

②精神障がい者と家族に役立つ 社会資源ハンドブック（改訂版）

これまで難しくて分からなかった制度や社会資源のことがわかりやすくまとめられています。

改訂版となって新登場！

③統合失調症を正しく理解するために
④うつ病を正しく理解するために
⑤家族会運営のてびき※
家族会の運営や活性化に役立つてびき書です。
⑥家族相談ハンドブック※
家族相談をおこなう家族会や支援機関などで多く活用されています。
※家族会からの注文は割引いたします。

●注文書●※お申し込み方法：ファックス、電話、ホームページ、郵送にて

月刊みんなねっと	年度単位は4月～3月です／2年目以降は自動継続となります □個人賛助会員 ・(4月より入会)…年会費 3600 円 ・(途中入会)…300 円×3月までの月数 □団体賛助会員（　　）名 ※2名以上かつ団体(家族会、法人、施設、行政、企業、学校など)でお取りいただける方対象 ・(4 月より入会)…年会費 3600 円 ・(途中入会)…300 円×3月までの月数 □特別賛助会員　5000 円×(　　)口	
書籍	①(NEW)精神障がい者家族相談事例集…1080 円（家族会割引　1000 円)※	冊
	②精神障がい者と家族に役立つ社会資源ハンドブック改訂版…1400 円	冊
	③「統合失調症を正しく理解するために」…200 円	冊
	④「うつ病を正しく理解するために」…300 円	冊
	⑤家族会運営のてびき…800 円（家族会割引 600 円)※	冊
	⑥家族相談ハンドブック…700 円(家族会割引 500 円)※	冊
	合計金額(　　円)	

集めていただいた会費の一部が団体様の財源になります♪

●氏名／団体名　ﾌﾘｶﾞﾅ

●住所
(〒　　－　　)

●電話／ファックス

●備考(家族会名など)

公益社団法人　全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと)〒170-0013　東京都豊島区東池袋 1-46-13　ホリグチビル 602
TEL03-6907-9211　FAX03-3987-5466　ホームページ http://www.seishinhoken.jp

メモ

会場へのアクセス

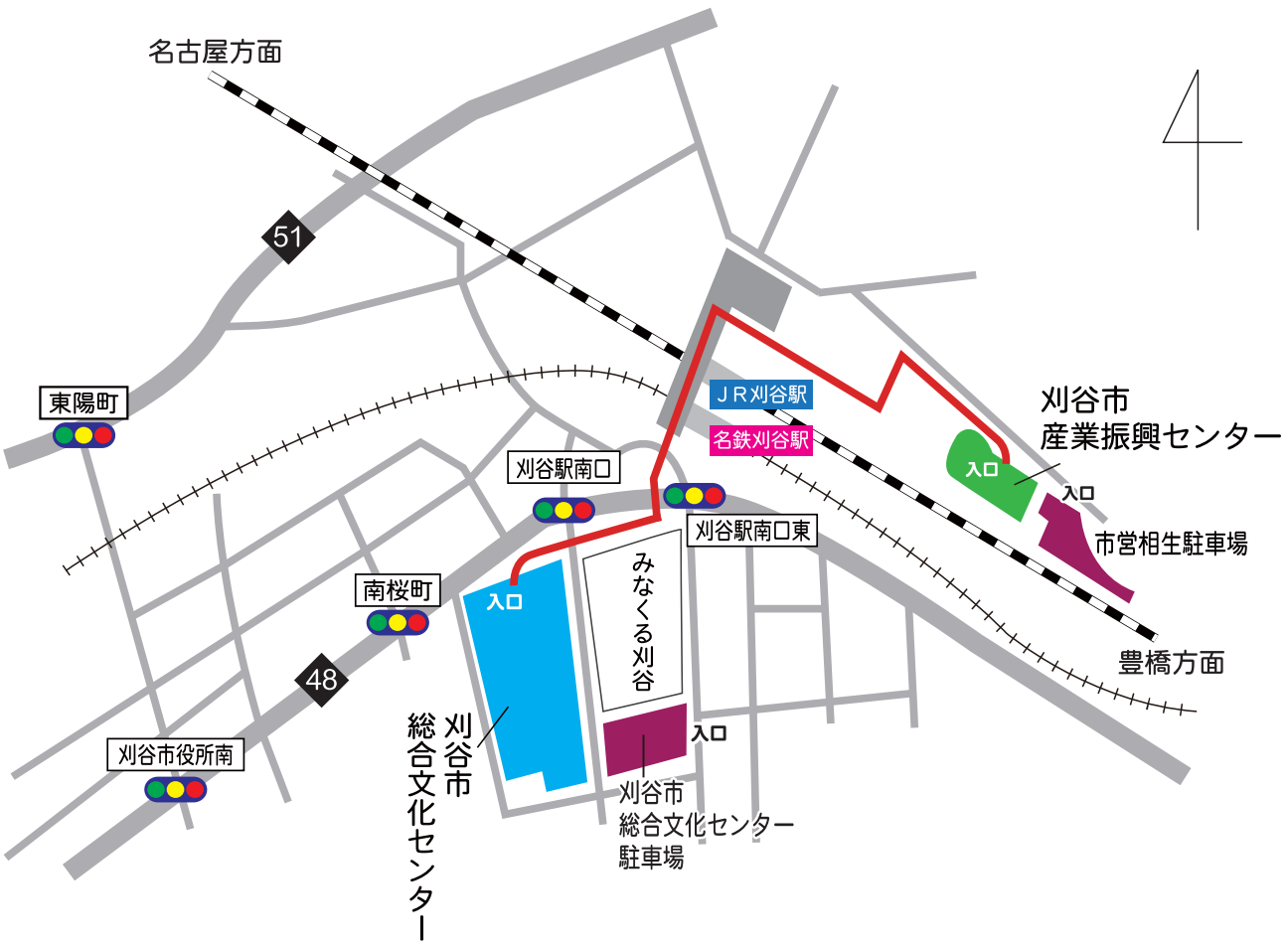

◆鉄道　ＪＲ/名鉄でお越しの方

ＪＲ東海道本線名古屋駅からＪＲ刈谷駅まで

特別快速・快速で約 20 分

刈谷市総合文化センター

ＪＲ刈谷駅・名鉄刈谷駅→南口より３分

ウイングデッキ直結

刈谷市産業振興センター

ＪＲ刈谷駅・名鉄刈谷駅→北口より３分

◆車でお越しの方

伊勢湾岸自動車道　豊明ＩＣより約 20 分・豊田南ＩＣより約 25 分

駐車場　刈谷市総合文化センター　４時間まで無料

刈谷市産業振興センター　２時間まで無料

刈谷市総合文化センター：愛知県刈谷市若松町２丁目 104 番地

刈谷市産業振興センター：愛知県刈谷市相生町１丁目１番地６